

OFFICE 365 ライセンス (OFFICE 365 Plan E3
/Core CAL Bridge for OFFICE 365) ほかに仕様書

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

仕様書

1. 件名

OFFICE 365 ライセンス (OFFICE 365 Plan E3/Core CAL Bridge for OFFICE 365) ほか

2. 納品場所

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(以下「センター」とする。)

3. 履行期限 : 平成 33 年 3 月 31 日

4. 目的

現在、運用中の OFFICE365 の使用環境と既存ライセンス (250 ユーザ) の使用権について、平成 33 年 3 月 31 日まで更新を行う。

また、OFFICE365 の付帯機能である、Exchange Online を利用し、セキュリティを確保・維持したセカンダリメールシステムとしての構築・運用を図る。

5. JIRCAS 提供情報

- ・ 既存 OFFICE 365 ライセンス (250 ユーザ) 情報

6. 本契約に基づくライセンス更新期間は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日の 4 年間とし、平成 29 年 3 月末日までにマイクロソフト社との契約を証明する書類 (契約書写等) を提出することとする。

7. 調達概要

本業務には以下を含む。具体的な内容は、8. 調達内容の詳細を参照のこと。

- ① 既存 OFFICE 365 Plan E3 の更新・・・1 式
- ② 既存 Core CAL Bridge for OFFICE 365 の更新・・・1 式
- ③ 既存ライセンスプログラム : GESA (Microsoft Enterprise Subscription Agreement for Government Partners) の更新・・・1 式
- ④ Exchange Online の初期設定・動作検証・トラブルサポート・・・1 式
- ⑤ 運用支援業務・・・1 式

8. 調達内容の詳細

本調達は、各種既存ライセンス更新と Exchange Online の初期設定・動作検

証、運用支援業務を対象とする、詳細については以下のとおりとする。

*注意事項

- 当契約による GESA 更新により、現在の使用環境を継続利用する。
- 8.1) のライセンス使用权の支払いについては、単年度毎に納品完了後の支払いとする。
8.2) の業務については、業務完了後の支払いとする。
8.3) の業務については、毎月の業務完了後の支払いとする。
- OFFICE 365 Plan E3 ならびに Core CAL Bridge for OFFICE 365 に関連するサービスにおいては、利用ユーザ数増加に伴い、契約期間中にライセンス追加発注を行う可能性があるため、追加手続きに対応できること。また、追加に関わる価格は契約時における単価の月額相当額とし、必要期間分・必要数分のライセンス使用料を請求するとともに、ライセンス追加の手続き支援も行うこと。
- Exchange Online の支援対象は、センター担当者とする。

1) 既存ライセンス更新

既存ライセンスの更新にあたっては、ライセンス期間が重複することがないよう、Microsoft との契約締結を行うものとする。保守期限は平成 33 年 3 月 31 日とすること。

- ① 既存 OFFICE 365 Plan E3 ライセンスの更新
- ② 既存ユーザライセンス Core CAL Bridge for OFFICE 365 の更新
- ③ 既存ライセンスプログラム：GESA の更新

2) Exchange Online の初期設定・動作検証・トラブルサポート（平成 29 年度）

- ① Exchange Online の初期設定
OFFICE365 の付帯機能である「Exchange Online」を利用し、MAFFIN システムの各種トラブル連絡用セカンダリメールサーバとしての利用を開始する。運用開始にあたりメールログの保存等、センターのニーズに適した初期設定に対し、センター担当者の支援を行うこと。
- ② ①で実施した初期設定を利用し、出張先等海外での動作検証（対象は 10 名程度）を実施し、トラブル検証ならびに正常運用をサポートすること。
ただし、動作検証完了後のユーザ登録・権限付与等については、本契約には含まないものとする。

- ③ ①の設定の記録ならびに②検証中に発生したトラブルの記録と具体的な対応のマニュアルを作成すること。

3) 運用支援業務（平成 29 年度～平成 32 年度）によるセンター担当者への技術サポート

所内ニーズに合わせた付帯機能運用に関するセンター担当者への技術支援の実施を行うこと。

具体的な支援の内容については、必要に応じ、センター担当者との打ち合わせ会等を実施し、対応するものとする。

9. 情報セキュリティ

- 本業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- 本業務に従事する者は、系統立った機密情報の管理やセキュリティに関する知識を備えるとともに、本業務の実施のために整備したセキュリティ対策を、本システムに従事する全ての者に周知徹底すること。
- 本業務の実施に当たっては「政府機関の情報セキュリティ対策のための一基準(情報セキュリティ政策会議決定)」の最新版、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則(平成 24 年農林水産省訓令第 11 号)」及びセンター情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- 本業務の実施に使用する機器、システム及び構築に伴って生成された情報については、センター情報セキュリティポリシーに基づいて、情報の格付けを行うと共に、必要かつ適切な対策を講じること。
- 本業務の実施のためにセンターから提供を受けた情報及び本システムの運用により知り得たセンターに係る情報については、適切な管理を行い、その秘密を保持するとともに、センターの許可なく本システム以外の目的のために使用してはならない。
- センターが保有する情報について、本システムの実施のために提供され又は許可を受けたもの以外の情報にアクセスしてはならない。

上記の報告に基づき、情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性をセンターが認めた場合は、両者による協議を行い、合意した対応を採ること。

10. 完成図書

受注者は、完了後速やかに以下の完成図書をセンター担当者に納品すること。

- 1) ライセンス契約に関する図書
 - マイクロソフト社と受注者が契約を交わしている事を証明できる書類(契約書写等)
 - ライセンス契約内容、条件(契約書写等)
- 2) Exchange Online 設定書 (電子ファイル)
Exchange Online の初期設定及び動作検証に際し、センターの運用に即した設定の記録並びに動作検証中に発生したトラブル対応マニュアル

11. 応札者の条件

本業務において、適切に業務を実施できることの証明として、以下の証明書類等を提出すること。

- 1) マイクロソフト社認定資格 (写し)
本業務の受注者は、マイクロソフト Cloud Productivity コンピテンシーパートナーの認定を受けていること。
- 2) 情報セキュリティ管理
適切な情報セキュリティ管理を実施できることの証明として、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証の写しを提出すること。
- 3) 品質管理
適切な品質管理ができることの証明として、ISO9000 シリーズの証明書の写しを提出すること。
- 4) プライバシーマーク
プライバシーマーク登録証の写しを提出すること。
- 5) 実施体制図
連絡窓口(担当者)を明記した本契約を実施するための体制図を提出すること。

12. 技術要件

本業務において、技術的に業務を実施できることの証明として、以下の証明書類等を提出すること。

- 1) マイクロソフト社認定資格 (写し)
 - ・ 本業務に携わる技術者のうち少なくとも 1 名はマイクロソフト社が認定する MCSA: OFFICE 365 の資格を所有すること。
- 2) Exchange Online に対する初期設定カスタマイズサポート実績
- 3) 本契約にかかわる事項の実施スケジュール

13. 体制

1) センター担当者

企画連携部情報広報室情報管理科ネットワーク係

連絡先 TEL：029-838-6659 FAX：0298-38-6656

企画連携部情報広報室情報管理科長

連絡先 TEL：029-838-6340

2) 契約関係

総務部財務課調達第1係

連絡先 TEL：029-838-6326

14. その他

- 受注者は、本契約の履行に当たり、必要な事項について事前にセンター担当者と協議すること。
- 本仕様書の記載内容及び解釈に疑義が生じた場合は、速やかにセンター担当者と協議すること。
- 本仕様書に記載の無い事項については、センター担当者との協議の上で対応を決めること。